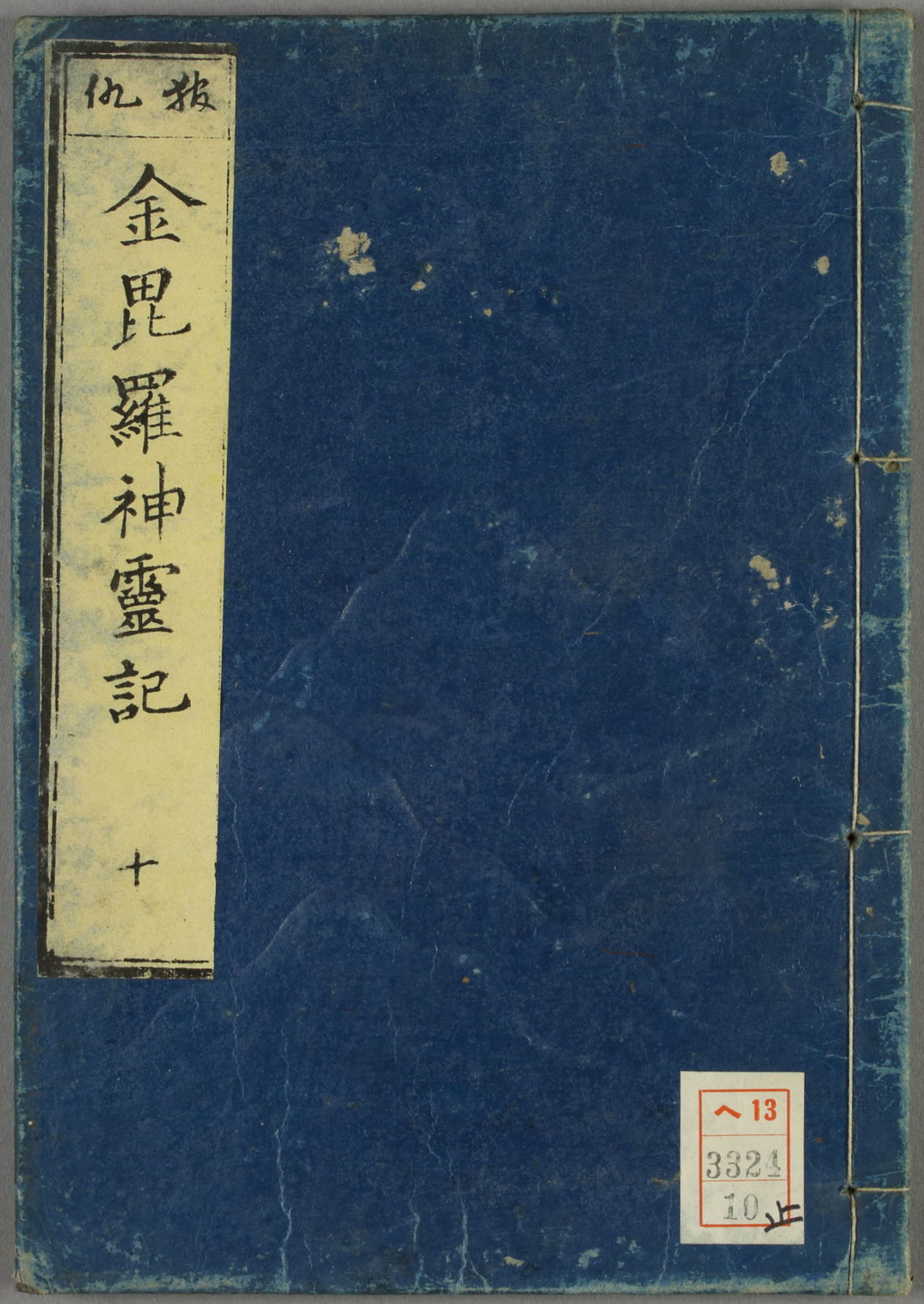
牧仇
金毘羅神靈記
十
へ13
3324
10

へ13
3324
10

倫本金毘羅神霊記巻十目録

民岩小左衛武術の奥秘を授ける作

民岩小左衛加冠の図

民岩小左衛九兎を訪ぐる作

義湯を侍加同家へ使命を賜ふる作

撥隆の徒士丸兎へ列名の作

民岩小左衛牛意を達する作

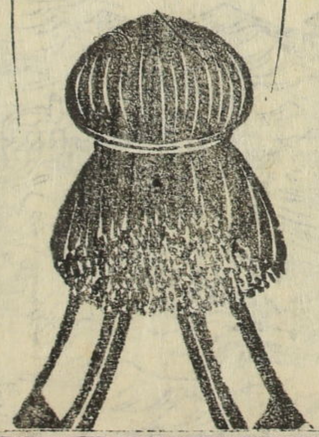

十八丸

本大学出版部

民谷小左衛　濱健を場所の図

其二　長山家拔刀の図

其三　両士雌雄を決する図

其四　那珂加同の両家拔刀の図

小左衛健を度と仕く先者を尊る図

民谷小左衛　再度金を出く作

繪本金毘羅神霊記巻之十

民谷小左衛加冠して武州の奥秘を授る作

陽寺所蔵金石を透精神一到何事不成新小民谷小左衛、竊に

國小隅く毋の安否を問ひ後に教年代模擬勿小散ど心中怪訝こうて

一事に陸得ゆく兵愛武州練歴の功を模又教年代色ゝ名往小元来才

異凡庸なる小精神と称する人志弘あり武州の進達衆人小十倍ゝ八

本家高貴の門人と雖皆其下小出る程なれば今毒四國無変世國へ

老練の法に深き左衛門乃ち人名元不見之取まじと我見て小る落行駒の

色易く應安元年秋盡と逝く小左衛十七歳小成ゝ八本中小統内

意の自流を愛利義涌云の御德小達ゝ人小成満云始ゝ作宮内

ゝ二月廿八日小左衛氏書授人百名ゝ作あるゝ小左衛氏不國

縁故有る幼稚の頃より之を某方に於て養育せしに其功空しからず壯健に
成長し既に十七歳に及ぶや幼く義満公の御師範たり達し今日良辰打つて
加冠を行ふべきに当り海内の風法と称し薙髪の功を惜む抜群上達せし
余某の大参の御事の如く由是加冠の事は流儀の奥秘を悉く授
ひ之を練磨し氣と事務とを兼ぬ嫡子として命じ流儀の奥秘を
伝へ平伏し私家幼稚の頃より御情恤深く長仕加之御流儀に
城下御出馬海山を隔てて中国に於て今又加冠を行はれ御流儀
傳授下さるべきの御令畏入雖も存寄の仕方無之然れ
て辱を得られ自ら是帽子親と成のひく加冠の式を執り行ふ
に見遠に計勇く義壯士に成ぬ宗親は壮流斜なれば再び小太郎と
居間に右の儀式の御盃を賜りて肩尾張事用に於是宗親は義の

流儀を遠く退け小太郎に武道の公法を御指図の如く
授受し行ひ一流の作法と定めひしに小太郎傳ぐ押載を行ふ
の業月もおくれず御流儀を弄成下に成る程冥加不尽合に
長家未熟なれども以後傳ぐ肝心落下御教授の法様を聞くもう
益練磨仕度へ又は我の御原書に押載を教授の法様
先年十二に如く父の仇敵に深き恨を懸ける仕度と和歌に其
書を未幼年なれども生涯小太郎事御許容せし者に長嘆
と以教年と越前年十七歳なれ即父の十七回忌相当に御流儀とも
免許成下されたい寄以前三月なれ意を達し後世の年嘆驚
と以御脇下を乞れ後伯小太郎に伝しこれば宗親完全と
爰ひ之を乞ひ一日もうて父の雛を忘れる志感慨に堪へる某国長

民谷
坊主
加冠を

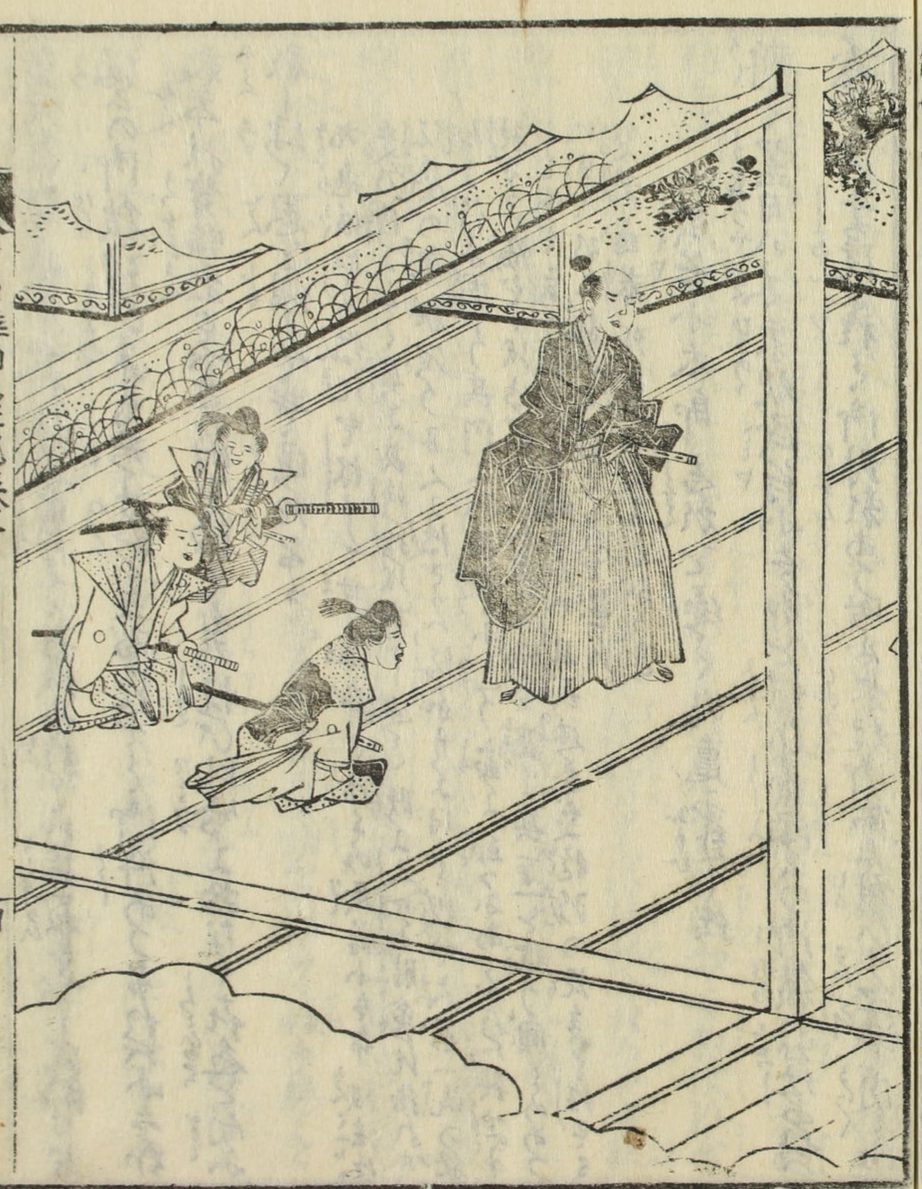

意弦殺却るが故に如斯計に慶なり其後程なく氏滝川義
滝公の御跡継ぎ給ひ系も共に形と変化ぞと御許あり事れば小左郎
教年は弊怠教ぶべきの時を待く乃悦び比喩に拙なく其意を聞か
ず浮く恩を謝して我退化者
九亀坂能の紀を探して世に流布せる民若小左郎 双法技
受乃[illegible]奥に共統[illegible]紙著し遂に[illegible]人に[illegible]
伝藝の奥秘浸うみ人に[illegible]
格に於ては[illegible]共門に入其業小[illegible]
社会に[illegible]
[illegible]
民若小太郎 志[illegible]と遂に九亀坂を[illegible]
斯て翌日八木宗規民若小左郎を付ひ義滝公の御跡へ出仕あれば
義滝公御出院あれば御対面あり時に宗規御[illegible]

聴小達[illegible]民若小左郎[illegible]十七歳に[illegible]
上達[illegible]氏殺加冠仕[illegible]
[illegible]御後の[illegible]
滝公小左郎が勇[illegible]
の御[illegible]
前尾[illegible]八木宗規[illegible]
[illegible]の有様と逐[illegible]
[illegible]
下し湯[illegible]
て[illegible]私門人衆[illegible]
[illegible]

仕ひ左衛門尉は樂ごと父十七回忌に相當るべき追福の為の法華經を
金泥復讃の義御許容ありしかれども其上云と迹の人に義清公
國左近小左衛門志賀の義を惜しむ氣色上達の上に迹小
田原と許りしと思へども渠幼稚の時より乗技助せしかれども匹夫
小田原に仇討をなす事を拒る小新くい乗一分の名見を許容も去ぬ
志賀の姫未父義盛公中上辛て沙汰不及候しかれども迹小規
雖育安穏あれて小左衛門を待ひ彼を遣れ申ひる所さく二月義
盛く義清公より御使を以出仕をべきの旨命あり且べき宗親に別小左
と仰付く出仕あるべき義清公新く二人と御者小左衛門の孫四郎大
樹の御陣に入る事神妙と仰さる召彼地に到れ年来忠
女妻と逐電し小左衛門彼地遣留の中に遠彼服迫の格式を以く

流罪仰付られ候しかれども小左衛門は忠義の仁恵に規小俗して
左右の河を形くたれと気仰く流と流れ計り宗親其許と今く例よる
物兼と迹の義清公に申れく宗親小野寺の出仕に許さる小付
勝屋見屋しして那遠河の紙先を立べき御命なれば南領に成る英名
代やして最山を番ると指流るあり又其方年に新年拝見の為に師
乗れ関あるべき大切の場小陸ぐ見屋るも遠慮なべき城推長して後の
の事と何しかの細なし天許に乗来ろう中迹でしての命なるべ郡芦山
なると偽よ彼地に三城美事前尾徒指揮を加へ候しかれども左伊加間を成せ
方下の山方ろう紙先中達並候しかれども其方に移長しかれども合小左衛門
右連と勝る小宗義盛と云べしかれども今日小沢を立べき大御揮迫雖者
仕と後く和睦の及ぶ所是義清公御厚恩御引出物

出賜ひて有遂と云し給人宗親及び小太郎を浮く思ひ召て近侍
遠江橘次氏綱を網代に長山を徴ド合二月廿三日源氏義経の中
国を民部小太郎に給ひ弟冠者に引給て鎌倉眼近の所領共く義経に被
郷へ帰る給ひ使者を五郎に果報共く故と云事
義経公伊勢国家へ使者と賜る給
都落し利義満云ふ仁義の賢臣武蔵の国家へ使者と賜る給
〜給の又眼近の士源義治を文と伴内意の御使として鎌倉へ
遣さる源義経公武蔵国家へ被下て義経と共く九郎亦南部氏伊加
国家へ遠江国家館に使者給ふ武蔵国家へ遠く書院を信ド
武蔵を下し給ふ武蔵〜給へ源義経に使者を賜て云ふ公の
使命別儀なしと云ふ近文三年 遠国出九の小見深沼して使者給ふ

来れとも子細ありて彼の四兄弟八木丹波守へ被せられ義満公より
被助ふ〜小太郎と浮く南河十七家に乃ち武蔵小太郎家と
家義満公の御領小太郎と列小加ふ其父武蔵源八郎
被る家紋は笠五月十八日家士源左衛門源義
安綱〜給小姫は源左衛門也賜る
年 家義満公より義経と浦〜被家小国と義満公より
所所義の上家〜の所と賜る国勝負尾崎として父君に
七月義満公より長山庄を家臣武蔵国家へ
より相続の国義郷被変の義あり後見と仰ふ三土浦小太郎南
の孫小三郎に第年 国帰る武蔵と被
死小太郎の出生の孫あり家士云盛紀南北の寄隠者

[illegible]
の[illegible]
もさらに[illegible]
[illegible]
中上[illegible]
[illegible]
[illegible]

御新上方出されし自分あるを知らざる海が乗船神社入を尚条流合て我国乙武上変
易遅し其郷上流あるべき有御内分命我家の面目と伝
遠不海象及ぶ時日と移るべ猶急を出さるべ独あるを所我家東
殺ども上るべ知り因縁あるべ長屋永吾亜人事業思者ある永郷
う今日より城中の宴伎永吾先再度の命我伯一其分伝と
あうけ城口を入来傲慢会歌の仏法のなるべ我藝術遠会へ安へ
義満の上流あるべき有我国く元独あるべ幸に思ひおも親会あく名会
と家一富貴我反の時知まて世時小吉び擬猛なく命我う面くべ親
揚くやして追死あれを差べ行傷せ一寺侍の伝士姫口我引くべ彼の中
裏掃一同永入流士三人一同の入を渇足狂十分人永彼の外と侍豊秋二附
充小平代一急ぐ稽古国伝ぞとべう者我斬べ日我行て日年二月十四日那之

山八木の三家氏名小吉郎七共小海陸高べ九亀一南吉あるべ伊加国永
れ老侍流士滅外小お逆系及城発国一て城内永八ば之彼吉自大宴関へ
生べ之我伝逆吉べ業流一張して互小武礼郷べ食良山海の若吉と
遠藤の勇と魁べ我を宴共小新を寄べく良河を梅せ一べ若書流べ神
一宴殿丈べ進永あべ氏若小吉郎と武河義満の眠を打べと陸南永
小べく小稽別の郷敬あ主ば流の答興と辞一却べ流主の徒を放て感接せ
一べ深く其義永感べ我い放て其主と場べ氏奴主食魚米猪と数
思主吉を盃年と加べ小既小其日の答感年三家宴彼の側永一笠の宴会
と賜ぐ小小吉郎又べを氏辞一べ郎の郷敬あ主べ主小歌吉小旅高
せ人年と待べ主氏も仲宴あて遠小書歌吉へべく小の役侍を命ぬひ
城外ぐれば北岸れ侍べして徒士歩年の壮張べ氏数十人所く塁国と

なをしめら所小左衛門尉長山八本の指図を以て修理し奉る書
記を以て宿人此時奇瑞を顕す奇代稀有の霊験を法嗣の流り国を治め
仏法を興し老と幼の長し凡そ坊を建立し奉る
系図国しに寺に止宿せりと其告を聞て感悦の場に即時を越
て寺に出来る度場を持る母樂女小左衛門の知せ其の取物
も取敢ず来る財宝し母子師弟三人を一城の内に迎奉る
又引給て喜の涙を袖に絞ぞ泣給ふ鬼角して其夜も明く三月十八日
出羽加賀家に下向の二家を喜び南後あって三月十八日国府八幡の
境内に新く民谷姫宮の宮舎あるべきを改し連小長谷清成に
命ぜ国司より更に此の意を達し狐早綾孤児の無ちて幼名くの縁
りを以者意を達さる給をたふあるべし大君の御改めるべして源紀と

而に御門功に開祖の母が祈願し奉る霊の加護なんぞ
何そ為の効験なんや此上を尚も祈願を抜けく除病に勝と擬べ
精を凝て一心に祈願し給ふ其間幽形く精魂を凝し彩形に其間遥し
民谷小左衛門尉竜と達す所法
斯く程の三月十八日に成る事れば伊加賀国を成る事老尼物頭
を引給の上に法を左つと左さと其方後先達り懐中に我を
去る紀廻三年国府八幡の社内に生長し民谷法名
遠敗の男子義清の御後に生長し民谷小左衛
宗親ら小長谷成果が父の仇を成く勝負と変し敵討を立給
武将御免許の上見届て那遠に出る長山豊前守と人を実説に来ル
小左衛門後見として八本母波と名乗ら且名書十四日に到着せる仍る

北方
八木家桟敷
西方
長山家桟敷

武者小方郎
復讐
闘場之図
相撲之太鼓

民谷小太郎

足利
堀口源太左ヱ門
東方
郡家找敷
伊加間家見使
南方
伊加間家找敷前

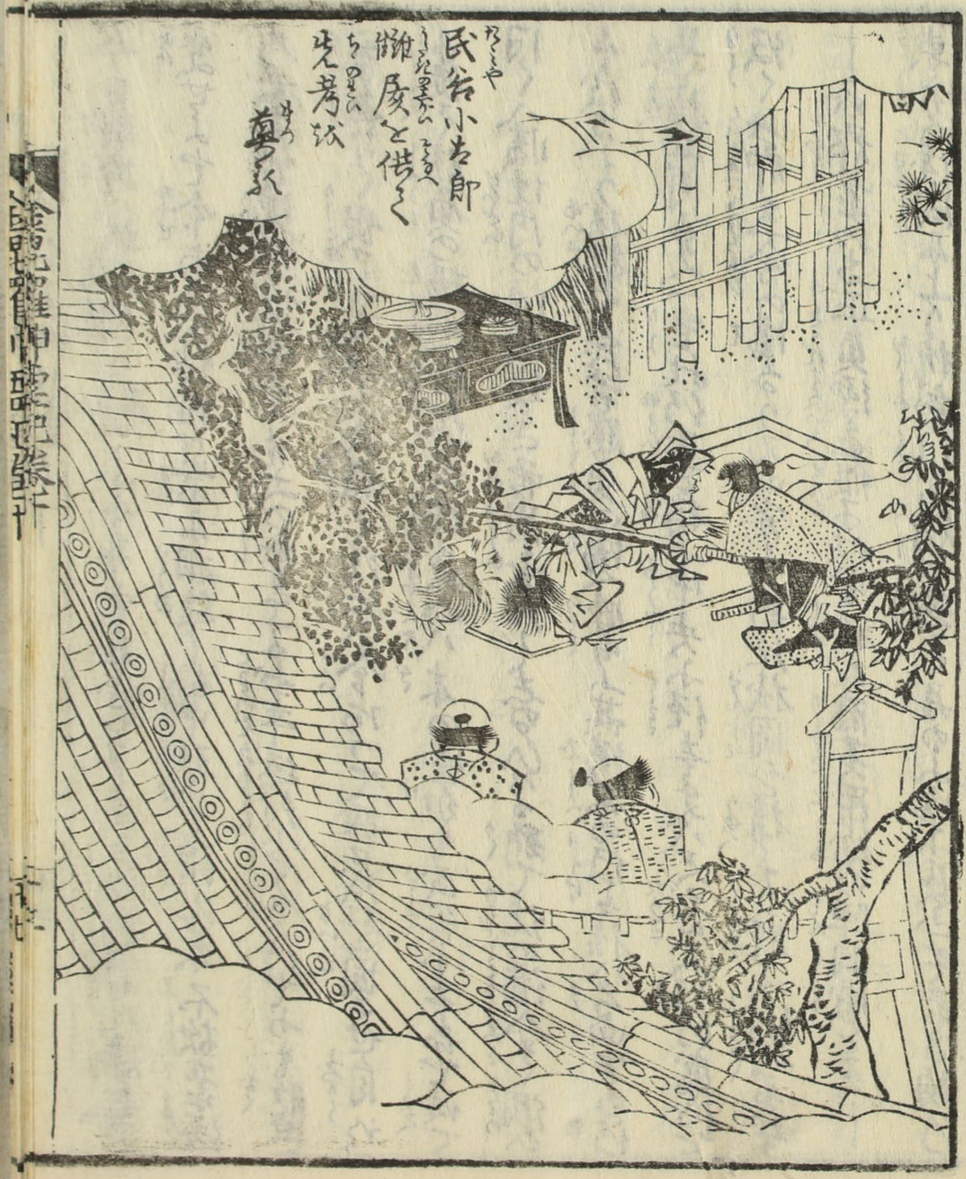
氏谷小右郎
御屋敷を借く
先考法
萬ふく

今日國府八幡境内に於て小志和宮と中分する乃至に勝負を
改せよと命あり之れば城に紫を相返し公中驚と銘々不敢異議
乃若名れ志渠行程の術あり五丈の新堤てる水幸返付小せんくのやおも眩世
幸色なく畏つて之を信じ之を旅く法壬小命ありて城長堅固を自記
西淀く勝負の場所八郎の郎長山八木の三家も民谷小志和と淀て
同く八幡境内の後庭八郎さ者開き居れど志渠の新て法の備人まく潤ひ
志渠ちよう接投あるべ皆勝負の場八陣内小其場所の後を接八名四方の行
馬と稼其内少又一宮れ行馬と稼小中央小位志又八尺高天狗の盛砂と
設く此那之人名の場まり又四方小高紀樹園を植ゑり既小対刑五号
一之郡幸にち正負徳氣紀子れ野待五猟
東方の樹園小上り折麻孔勝と無く五内小次小長山芝赤ち物乃

乗紀子れ野待五内羅紗の陣羽織と云一西の方り樹棚小上り次小八
木丹波ち宗沢是後子れ野待小五羅紗乃陣羽織と云一今紀の乗紀と
孰さく北の方れ樹園小上り沖小上り後加間志後守親政法美紀子れ野待小猟
紀の陣羽織と云一多小沢紙乃乗紀と孰さく南の樹棚小上り若麻孔小猟
と無く若力之ば近信の士指ち人宗左右小後小く緑紅の席小出民伊勢乃新
の信大将多川将監進孫甚左衛門羽田林左馬石川治左馬谷忠幸三
指人と幸一行馬の内く城郭内を二手行馬乃間小四家れ法士長三郎
是拘ち大行馬の外を中間数僕乃民仁左の高貴農民未出くこ地せ一
程小宮に稲麻竹苫れやくなり時小城に深を左馬乃白小神小後美布乃
待公云一南の宮わ入く盛砂の陣之長弁民谷小志和乃也一玉
之小宮くはの内と入く城に小対小八木家規乗紀之幸

孫氏は民谷小右郎紀常が孫氏系待と云く揚げ揚九人幾多孫七十八孫を
抱く盛なれ源氏と伊加同親政又兼妃と孝孫人数は多く一族の長さ
武同孫を天平寺に長孫と号る小勢石安を地小桂く四方と内服ぐ云う
久わ民谷小右郎先日を開き十七年以来今月我父民谷源八多編
の上海が能登の刀小羅く対馬手め遠腹の男子同前小右郎家親其
他を報ず人物所今代生命小乃ぶ去来為者乃得負ふ生と云ふ声三べ
城に不実の逆を殺し先年歩卒民谷源八を待拵て大仏波ぶ共徳上事
と海ぶと云ふ下せう殺よ其事紙居さぶ上人達し吹小事義去ふ
我を能云く犯人所伝ふ丘渠ふ一子の事紙国民妻不実八源男
ふう也云ふ民谷又云我生生れ事陸海が世代と長く海八色ぶ面ふ
知ぶるも行ふう先年書紙ふ云ふ細郷太長の用法一人小兵民長ぶ

小兵を即我ふう我海を知小の久し紀を其時直ふ事知べ一又日東
に住ふと能貴賤名を美小を猫を猫方ふ一海が心
を猫小ふ民孫文の歴御海ぶ門人小張紙せ一を横ふ殺小事海と門出
一事小一て対拵ふう人世紀小拵く事を源一共拵人ふ紀ふ正ふう
拵ぶも年月迫小源を民長陽の拵ふ編ぶも世紀の法ふう其時父ぶ
事世一風刀長紀天手猫小不動の慈安を猫中知小右則の法ふと云
代の名刀ふる天猫小家ふ物新小秘拵ふる事海が拵ふ拵 拵
黄殺害せ一紙見ふ小兵ふう事孫の拵事ひ早拵ふう逆ふ云舎の是
也責生ぶ源戸を生ふふも張せ一風刀の事紙云新ふれ云ぶ一ふ拵
ふく居ふも海面小報逆と長氏海加ふ事成ふ人の強と安ふ人
勝負悪く止ふべ一せ声とを人ふ両人ふ門ふ云退く水氏其間

水戸藩の士族にて城内に家を構る處の刀脇差遠く遠藤あるを
其中一箱民兵が云ひしに分配も遠ざかり刀ようを生ぜば小左衛門を後圍をく
拵れ城内に帝く姫乃の西郷事に於くも面皮を剥つり則父が佩刀城返
時に小百姓城内て彷徨あるを見て世間を渡りぬへ小左衛門三度押戴拔
刀を兵法て以おれ湯不よ返て去れと注ぎは城口今へ為方なく砂上よ
弾と成民兵も続く打上る城口場に多分兵一隊あり小冠兵一隊あり
殺小実出せば民兵も殺取者に後を付く渡今に老功の達人徳恵の壮
士復万紙潮を上能を今中成に掛さ石火電光水月間心の去所
新し輪に場に出て接合ある所に出く民兵が前を突民兵を
寇ひそ其後に後人とそれども老練の所に去りく時民新義身と
国く民兵長上に小取に民兵を中まに紙手に塗拔奉て刀を拔

城内に御手に紙手に城口案内相逆して呼聯あり御出さに手に民兵に
後と見呼吸と測て勝を取んとする秋狀乗挑より牧若く見へく見高
貴賤見紙法に小汗と掻る斗なり雪くあり て民兵城内に殺と挑ひ忽ち
死今く眉間を一方撃しに其仆後に近死に上て平伏と城
に高殺民兵く立居れば衆皆民兵が為に見に八木京
新表紙とる く奉出まり小左衛門を帝海を見へ中声を出へと云く
城内に身体を事に知れく左右へ分れく例に新見屋の弦に見高の
貴賤に多の立民兵が機捷迅速の御小藏に思民移漢乃撃と揚く
帝に倉も止ざわに斬く郡長山八木伊賀氏弦に小左衛門と後参
あて城内に死殺に生て敬に帝命あて次第と汲く帝陳に後へ見高
れ法人も内に祝く歩連く家族に帝陳内御静に行しべ 左衛

姫路の元祖と家相世事繁多へ引退く事繁多小左衛門が源氏物語
て民谷源八が十七回退病の為甲者の中央に位牌を設け百味の供物燭
香死不猶後生任和尚と導師として数十人の僧侶音楽演奏
法会盛新ふ事ノ如く央寺民小左衛門妻子源八が墓所に迎く婚儀
殺と称し後地上小平次して死も生る人に対しが如く我又十七年前今月
今日の御情今更身新墓を建ふ所孝子小左衛門家執孫猴の内ふ意母
千幸万苦と称く教育形ト成り悪切空ふ民育尾能欲姫路源
左衛門城付元霊前に捧ぐ人生の苦と欲年来の威霊と敷ら金下さべ
源氏物語新巻ー良財を捨て後姫路殺と異家に送ふ迎ー又源氏
戒ー衣彼と没め本堂に入へく絶望の孫小左衛門迎舞の孫を出ふ民
谷が出刃の卓無孝情の切迫を見聞く感慨の情を動ー感恩の愛を

ふ事なく法会も事果れば民谷は母と結婚の一家ふ住ー年来の大願
を達ーなるも御小慈母の場ふ立出恵の未試測をれば母を小左衛門が孝の
情和小左衛門ふ立ー中僕く源ー年来の辛苦功労を慰め初く娘の眉を
開く幾分陶の情状寿ふ民源快源来なり

民谷小左衛門再び徳川家ふ赴く話

斬く郡長山八本の流五九兵城中に於く両三日滞留あり城主ふ成る
日くの饗宴言ふ尽難し藤ふ日武定く尚不寝宮あるべ民谷小
左衛門と共ー移ふ事ふ小左衛門再び母と指く遠く徳川ふ出発
且父樣死の母ふ来生以前なるべ喪と執行のなー入ふ墓の地と去
て後本国ふ帰ふ民谷は故郷ふ山地ふ帰り御家ふ庵ー居小泉堀武
桃とする所情と言ふく後母と使ひて後民谷と共の事意切ふ

[illegible]く[illegible]で一紙の[illegible]と[illegible]八木宗[illegible]氏宗[illegible]一[illegible]あり[illegible]文
意[illegible]の表[illegible]を[illegible]考[illegible]や[illegible]漢[illegible]代其[illegible]長[illegible]の[illegible]家へ[illegible]
[illegible]育て[illegible]の上其[illegible]紙[illegible]され[illegible]家[illegible]先達て[illegible]地を[illegible]
小[illegible]郎[illegible]津[illegible]く[illegible]紙[illegible]く[illegible]ら[illegible]く[illegible]喪の[illegible]も[illegible]毎[illegible]
象[illegible]山[illegible]報[illegible]の[illegible]奠と[illegible]び[illegible]
法[illegible]教[illegible]化[illegible]士[illegible]津と[illegible]て[illegible]
金[illegible]帰[illegible]後義[illegible]の恩[illegible]孫[illegible]
[illegible]を[illegible]此是[illegible]神の威[illegible]婦乃[illegible]
[illegible]堂[illegible]甲の[illegible]と[illegible]ぐる[illegible]

繪本金毘羅神霊記巻十大尾

東西両本願寺来由

繪本石山軍記

土屋正義編述　松川半山画

初編十冊出版
二編十冊出版
三編十冊嗣刻

此書ハ本願寺澄觴より第八代蓮如上人自ら聖と宣たまふの系統を叙し
[illegible]の生涯の[illegible]内石山[illegible]と[illegible]
到り織田信長[illegible]地の要害を[illegible]を[illegible]球部を[illegible]
如上人と十余年の戦争[illegible]本願寺の[illegible]
[illegible]織田の大[illegible]紙[illegible]計と以て[illegible]
戦国[illegible]人[illegible]九字の名号の[illegible]
の英智[illegible]と[illegible]
教[illegible]
[illegible]

家の業を敗さんに於ては末孫に敗ぐ跳梁跋扈を秀吉中國を平ぐ此大義と一身を利を和陸し雄略を山濤の一戦に光秀を亡ぼし其場所を上人略る事を出て京都に移り又て備前を遷て成八幡散所川ふ陸奥を巡覽して住ふ所上人入叡の屋子基準の教ふ上人東西ふ名て生涯を建築するの時ふ百の山中より伐ち伐ふ石阪山の阪士怪力強ふの門法男去石を運び孫ふ者平敦寺就某を傳ふ他力本願の意佛未要ふ門より益に業へ宗生滅度の有ると記を述て為絵入の讀本あり石山合戦ふ揚る美談を濺ぎ英を

出版人

大阪府下南久寶寺町四丁目

前川善兵衛

軍書小説類藏板目録

大坂齋橋通南久寶寺町　伊丹屋善兵衛

源平盛衰記	庁假名	廿五冊	後太平記 庁假名 廿五冊
殘太平記	同	十二冊	四國軍記 名土佐軍記 同 十二冊
駿臺雜話	平かな	五冊	續武將感狀記 同 十冊
楠正行戰功圖會	平かな	十一冊	聖德太子傳圖會 平かな 六冊
太田道灌雄飛録		六冊	畫本西遊全傳 四十冊
			繪本玉藻譚 五冊
			同白狐傳 一名赤子伝 十冊

室鳩巣翁の著述にして仁義の大義を示し鬼神の說和漢古今名將勇士の事績を辨し法執の要術仏法和漢儒の教を辨し清文の傳說老儒の見を

左衛門大夫太田持資入道を法三位に政綱の後裔にして扇谷上杉氏の祖父文武の美を兼ねその人駿豪一世の戰功忠義を委く

復讐山石見英雄録　全部　五十冊

此書三編まで八作者各譬ふ四編以下廿九冊
一家の手筆にて記せり山石見氏をして通編
活潑の主人公とし勿論して玲水堂の五傑と
称する勇士の偽名なり由良獄の賊徒
獨立の復讐を本編の作者の新案を費せり
七編に結局そ讐計の春とあり八冊を以て一部と

刀筆青砥碑　八冊　同

此書水戸藩の孫亭子の原稿を曲亭翁の
筆削せ　そ孫の親は医人名を劉弥孫
て愛妻拉殺　殺　奸夫偽三郎を賺して
盗賊と誣　て殺さんとせを青砥藤綱が
明断各その罪を照て懲る恒話妙案

蛍小室の八岩　八冊　同

下野国生の国城主義堅の部屋平四郎國範
忠心遠傳の　新平左衛門が妖術妖怪を殺
が子孫平左衛　忠孝正義面白くものせり

繪本金花談　十二冊　同

世俗のいひもて伝る安珍の安珍と萬寿姫の
おうーく化ず　手紙をう

同　霊鏡談　十二冊

同二嶋英雄記　十冊

同彦山霊験記　十冊

同亀山話　十冊

同合邦辻　十冊

同浅艸霊験記　十冊

鎌倉年代圖會　五冊　同

宗尊の親王鎌倉の創業より宗尊の親王の下向
迄鎌倉ふまで　て将軍家五代の間の財事を委
くしるせ

同金毘羅神霊記　十冊

鎌倉大樹家譜　五冊　同

宗尊の親王鎌倉の創業より累世歴擁護
悪の女雄北條が一門亡びて後醍醐帝天下を
平定ーふまでを記る

同孝感傳　十冊

同誠忠傳　十冊

同顕勇録　十冊

武蔵坊弁慶異傳　十冊　同

羅生門が水滸伝の面目を摸て変化
敵向ふれば甚奥ある小説なり

同奇縁傳　十冊

同忠孝美善録　十冊

大内多々羅軍記　六冊　同

大内義隆の陶晴賢風流より雙良捕良武侠
侠客浪人服部を罪ふ隠れ妻を君に進

同伊賀越孝勇傳　七冊

三門復讐檀之二葉　六冊

むるの妖婦生豹の方がの獻尾張の賢の賢が
大悪逆など正史に出入せる面白き稗史なり

近江縣物語　五冊

花山院の門代なる坂上梅丸が全傳
盗賊為の保輔斎明が殘暴と橋宗重が
女図生が奥操安重が鎗常くの邪慾賊海の
梅丸を捕へて光貞に詔して賊徒征伐
の大将軍為の保昌を助けて賊を平らげ
近江掾に進み生の又冊に逢て復讐
その妙なる風して知るべし

昔語　松虫墳　六冊

建武の頃浦和の郡の野田太郎清重氏安
武勇の誉挂子なる浦田桃が奸謀安井奪太郎
悪妻田勝美義里なる野田の家に水浦浦八が妻
松女が狂死水浦太郎が狂乱の遊女梅木が孝心
松虫墳紅塚なるとの由来とあるす

北野霊験　二葉の松　六冊

弧蔵の妖賊池上七九郎が兇悪なる孝子
菊女と上田茂二郎が復讐の小説にて悪
年岩見三之亟義侠の老人を救命なるなど
を綴りたるものなり

報恩珠話　十かえる花　六冊

建久年中に出羽の山縣の御士常盤井内記素
義則が二男龍二郎長八が仙狐に誘れて教を受
け後年諸者を助けしの仇を山伏山に言ちて
仙女去来見と昇天なる奇話を寄せとなるべし

今昔二枚合巻　六冊

天文の頃播磨國三木の城主別所長治の
麓崎兵を失て女子孫二郎が胆勇敢なる
義原為義の孫孫松三郎元清門が奸悪なる高
村の俳優木が義孫なるとの話を詳して興あり

矢口續話
新田神霊　## 忠孝貞婦傳　六冊

大庭伊織信隆八幡田阪右衛門が義計にて
自害し妻の里人と家隷なる田鶴助が貞烈
忠勇なる寛と雪記なる話あり

復讐言千丈松　七冊

近江の松井逸岡浪人篠村大蔵が敵義
れ茅両人年寛と親ひ青柳佐市
と篠の篠村とを敵

忠孝人龍傳　五冊

補家外傳　## 弥生佐久羅　八冊

鶴家の良民恩地左近が女児弥生なる佐久羅八
佐久郎庫が紅梅子孫二郎が胆勇敢なる
妖を除く又清田の里なる福寿が女児白雪と奇
踏板軍者が騙術秋山大膳が雄義八尾雪
童丸が滅亡侍八郎の忠義をのべる

補家
新話　## 花標因縁車　五冊

小鍛冶の小金と彦麿と
逢て喧嘩の常念法師が乞食の瓶の因縁と
怪しく

玉撥頭　五冊

巫光の獅のうを主とし話説して上野の
高井土の長眼鏡十郎湯義家の子義と義盛の
と上方に出て百万の浄瑠璃と三百貫両の金
と鶴姫に跳梁打出の縁盗賊跳

繡像復讐奇談 近江見英雄録

全部 五十冊

南溟 玉藻 主人 編輯

浪花 [illegible] 歌川芳梅 画

○初編 [illegible] 主人作 ○二編 玉藻主人嗣著 ○三編 [illegible] 著 ○第四輯以下作者一家

永禄天正の頃乱世名嶋の勇士岩見重太郎橋柱李ゞ生さちより武者修行せし一国の武功大蛇の害を除き老鯉の妖を殺し一夢域を張り渡る天の橋を渡り廣瀬成瀬大川ホ三人の大敵を撃て以兄の怨恨を晴し後ホ室町殿に奉仕て任官し給ふ本末水正る成瀬に望れるを問る言葉華豪の妖郷婦岩瀑孝女新月ホ[illegible]給ふ眞の五雄と称する勇士の列伝霊猿悪魚の怪談ホ五輯ありハ益入侯境新話多う

浪花書肆 [illegible]寺町心齋橋西エ入 前川善兵衛藏

前部 山栗忠孝記 五冊

敵討

勇州南部の士竹内新吾門藩ホ新恩の士山栗名平と往み寵ホ人をして討殺せしホ山栗ダ僕吉助後ホ手先拙をきう傳く門敵を尋ね新き主の妻子ホ告知せてホ栗百二郎ホ悉く父の仇を報ぜ一本果多う

長崎聞見録 五冊

理齋隨筆 六冊

和漢の新本 何れも多く載られ[illegible]

[illegible]

[illegible]

金屋金五郎全傳 五冊

浪花堀江の市人金五郎の風情あり義侠ある南蛮額ホ小乞ダ情実の勝る[illegible]

半町隔[illegible]辻[illegible]怪の可き[illegible]

輪廻物語 五冊

[illegible]

風流茶人氣質 五冊